

報告第23号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、振動被害による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月17日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第15号

振動被害による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、振動被害による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年10月3日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 293,760円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住所 兵庫県淡路市

(2) 氏名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件に関する損害賠償金として、金293,760円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

本市が発注した平成29年11月2日から平成30年5月31日までの淡路市津名事務所第1庁舎解体工事に伴う振動に起因して、隣接する相手方の住宅、住宅兼店舗及び作業所の内装仕上げ部材に破損及び剥離を生じさせ、相手方に損害を与えた。

報告第24号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、振動被害による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月17日

淡路市長 門 康彦

委任専決第16号

振動被害による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、振動被害による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

平成30年10月3日

淡路市長 門 康彦

1 損害賠償の額 54,000円

2 相手方の住所及び氏名

- (1) 住所 兵庫県淡路市
- (2) 氏名

3 和解条項

- (1) 淡路市は、相手方に対し、本件に関する損害賠償金として、金54,000円を指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 相手方と淡路市は、本件に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

本市が発注した平成29年11月2日から平成30年5月31日までの淡路市津名事務所第1庁舎解体工事に伴う振動に起因して、隣接する相手方の住宅兼店舗及び作業所の内装仕上げ部材に破損及び剥離を生じさせ、相手方らに損害を与えた。